（別紙１）

八幡平市農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

八幡平市

１　促進計画の区域

別紙２の地図に記載のとおりとする。

２　促進計画の目標

１．西根地区

(1) 現況

本地区は、岩手山の北東部に位置し、水田のほ場整備が進み幹線道路の整備も進んでいる。しかし、過去に整備された水田の一部については支線農道の再整備、用排水路の舗装化や農道の拡幅の要望がされており、環境整備に努める必要がある。

また、一部地域は急傾斜地に該当し、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要であるとともに、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式も普及されてきている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第３条第３項第１号、第２号及び第３号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

２．松尾地区

(1) 現況

本地区についても岩手山の北東部に位置している。水田のほ場整備が全域で実施されてきたが、農道・用排水路が老朽化しており、その整備を行い効率的な土地利用条件を整えることが必要であり、草地については、改良整備に努め良質飼料の安定生産を推進し、高冷地については、高冷野菜との輪換により効率的な管理を行う必要がある。

また、一部地域は急傾斜地に該当し、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要であるとともに、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することも必要となってきている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第３条第３項第１号及び第２号掲げる事業を推進するとともに、同項第３号に掲げる事業も行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

３　安代地区

(1) 現況

本地区は、安比川と米代川を中心に川沿いに耕地が拓け、冷涼な気象条件を活用したリンドウを中心とする花き栽培、中山間地域の恵まれた土地を生かした畜産等

を組み合わせた複合経営を推進している。水田においては、団体営ほ場整備事業等を導入し基盤整備を図ってきた。本地区の水田はリンドウの生産ほ場でもあり、花きの生産拡大を図る上で水田面積の確保は絶対条件であり、生産基盤となる水田の環境整備等を推進していく必要がある。

また、一部地域は急傾斜地に該当し、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要であるとともに、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することも必要となってきている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第３条第３項第１号及び第２号掲げる事業を推進するとともに、同項第３号に掲げる事業も行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

３　法第６条第２項第１号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	地域	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	西根地区	全区域	法第３条第３項第１号に掲げる事業、同項第２号に掲げる事業及び同項第３号に掲げる事業
②	松尾地区	全区域	法第３条第３項第１号に掲げる事業、同項第２号に掲げる事業及び同項第３号に掲げる事業
③	安代地区	全区域	法第３条第３項第１号に掲げる事業、同項第２号に掲げる事業及び同項第３号に掲げる事業

４　法第６条第２項第１号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

当該事業の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて定める。

５　その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

（１）対象農用地の基準

１）　対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、１ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が１ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が１ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たし

ている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア　対象地域

(ｱ) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成５年法律第72号）第２条第４項の規定に基づき公示された特定農山村地域：旧安代町全域

(ｲ) 山村振興法（昭和40年法律第64号）第７条第１項の規定に基づき指定された振興山村地域：旧安代町及び旧松尾村全域

(ｳ) 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第２条第１項に基づき公示された過疎地域：八幡平市全域

イ　対象農用地

(ｱ) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(ｲ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ｳ) 市長の判断によるもの

a　緩傾斜農用地

田1/100以上1/20未満、畑、草地及び採草放牧地８度以上15度未満の農用地とする。ただし、田については、一団のまとまりを形成している緩傾斜農用地が、一団の急傾斜農用地と物理的に連担している場合（この場合急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等上流の急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の農用地に限る。）とする。

b　高齢化率・耕作放棄率の高い農地

急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率40％以上、耕作放棄率：田８％以上、畑（草地含む。）15％以上の集落に存する農地

（２）集落協定の共通事項

１）　集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の特例

ア　集落の農用地面積が１ha未満である場合において、農用地面積が0.8ha以上であり、かつ、農用地の保全等の観点から集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると市長が個別に認めた場合には、１ha以上の一団の農用地の要件を満たしたものとみなす。

イ　協定参加者数がおおむね50戸に満たない場合において、協定参加者数が30戸以上となり、かつ、地理的又は地形的な条件等を踏まえ集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると市長が個別に認めた場合には、おおむね50戸以上の協定参加者数の要件を満たしたものとみなす。

２）　「農業生産条件の強化」の対象工種

中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用（平成12年４月１日付け12構改Ｂ第74号農林水産省構造改善局長通知）第７の１の(3)のオの表中の「③農業生産条件の強化」

の対象工種を、次のとおり定める。

工　種	作業内容
ほ場整備	＜区画整理＞ ・畦畔の造成、ほ場進入路の造成、心土破砕 客土・土壌改良材の投入 ＜暗渠排水＞ ・弾丸暗渠等の簡易な暗渠排水の敷設
水路工	・現場施工による用排水路の敷設 ・水路（コンクリート２次製品）の設置 ・取水、分水施設の設置 ・ポンプ場の新設・更新 ・ため池の新設・改修
道路工	・農道の新設、拡幅 ・農道の敷砂利舗装、コンクリート舗装
その他	市長が必要と認めるもの

（３）対象者

認定農業者に準ずる者とは、八幡平市の地域農業マスタープランに定められた者など地域の実情に合わせて市長が認定する者とする。

（４）その他必要な事項

１）　土地改良通年施行等の場合の取扱い

ア　土地改良通年施行の対象事業の範囲

土地改良通年施行は、次に掲げる要件をすべて満たす土地改良事業又はこれに準ずる事業に係るものとする。ただし、次の要件を満たしていたものが、その後、工事実施時期の変更等によりこれを満たさなくなった場合においては、それが不測の事態の発生等真にやむを得ない事由によるものである場合に限り、土地改良通年施行の対象事業として取り扱う。

(ｱ) 当該年度の６月30日までに、国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又は株式会社日本政策金融公庫若しくは農業近代化資金の融資の対象となることの決定又はこれに準ずる措置がなされること。

(ｲ) 当該年度内に事業が終了すること。

(ｳ) 集落協定に事業の実施が位置づけられていること。

イ　アの土地改良事業又はこれに準ずる事業とは、次に掲げる事業をいう。

(ｱ) ほ場整備事業(区画整理その他の面的工事に限る。)

(ｲ) 客土事業

(ｳ) その他土地改良事業等のうち(ｱ)又は(ｲ)に該当する工種

２）　土地改良通年施行に係る農地の取扱い

１)の土地改良通年施行に係る農地については、交付金の交付対象とする。

３）　土地改良事業等の実施等により対象要件に変更があった農用地の取扱い

　土地改良事業等の実施等が集落協定に位置づけられている場合には、当該土地改良事業等の実施、地目の変更等により協定認定時の対象農用地の要件に変更があっても、当該農用地を平成31年度まで交付金の交付対象とする。